

日本語教師養成・研修推進拠点整備事業委託要項

令和5年7月25日
文化庁次長決定

1 趣旨

日本語教育機関の認定制度や日本語教師の新たな国家資格制度を創設するため、「日本語教育の適切かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が令和5年6月に成立したところである。

この新たな制度に必要な基盤整備等のために、高度かつ専門的な日本語教育の指導法等に関する教育研究が重要であり、日本語教育の専門性の見地からの研究成果が認定日本語教育機関、地方公共団体における研修などにおいて活かされるような日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成・研修を行う研修人材育成の拠点整備が必要である。

本事業は、日本語教師養成や研修の担い手育成プログラムの開発、研修の実施及び好事例等の情報共有及び地域の日本語教育の専門人材の活用や日本語教育の体制整備の充実に向けた方向性の共有のため日本語教師養成を行う大学・大学院等を拠点として、認定日本語教育機関、地方公共団体、国際交流団体、NPOなどが参画するネットワークを構築することを目的とする。これにより、地域内の課題・ニーズを共有し、それに対応する日本語教育の環境整備と質の向上を図るため、高度な専門人材の育成強化や日本語教師の養成課程修了者の就職支援などの取組により、必要な専門人材としての評価及び適切な配置・確保による処遇改善に資するものである。

2 委託業務の内容

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、以下の業務の実施を委託する。

- (1) 日本語教師養成の実績を有する教育機関による日本語教育機関、地方公共団体、学校・教育委員会、経済団体等を構成とした連絡協議会等の設置
- (2) 連絡協議会等による日本語教師養成・研修担当教員向け研修等の実施
- (3) 連絡協議会等による日本語教育の専門人材の就業に関する取組の実施
- (4) 上記の業務に関係する必要な業務

3 業務の委託先

文化庁は、次の(1)又は(2)を満たす団体に業務を委託する。

- (1) 国立大学法人、公立大学法人又は学校法人の法人格を有する団体
- (2) 公益財団法人又は公益社団法人の法人格を有する団体

4 委託期間

契約を締結した日から令和10年3月31日又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。ただし、毎年度事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとし、予算措置の状況等により、途中の年度で事業を終了する場合がある。

5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出するものとする。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合は、当該団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費(「人件費」、「事業費(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額)」、「一般管理費」、「再委託費」)を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、受託団体が本契約の定め違反し、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約を解除すること又は経費の全部もしくは一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了(廃止等)の報告

受託団体は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む)、廃止又は中止したとき(以下「廃止等」という。)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了(廃止)した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了報告書について照合(必要に応じて行う現地調査を含む。)を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、本委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、本委託業務の実施の過程で知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務委託の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。